

# 身体拘束等適正化に関する指針

平成 29 年 1 月 17 日制定

令和 2 年 7 月 1 日改定

グループホーム花樹

## 【1】 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。花樹では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践する。

### (1) 身体拘束の原則禁止

株式会社湘南みどり園 グループホーム花樹においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための処置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会で十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意<sup>i</sup>を得るものとする。

また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し<sup>ii</sup>、出来るだけ早期に拘束を解除するように努める。

### (3) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護サービスの提供をする事が原則である。しかしながら、以下の3つの要素すべてをみたす場合は、必要最低限の身体拘束を行う事がある。

- ① **切迫性**：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② **非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 【2】身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

### (1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

グループホーム花樹では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

#### ① 設置目的

- ・グループホーム花樹内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きを確認する。
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束に関する職員全体への指導
- ・日常的ケアの見直し、利用者への尊厳あるケアが行われているかを検討。

#### ② 身体的拘束適正化検討委員会の構成員

委員長：代表

責任者：施設長

委員：副施設長

介護支援専門員

事務長

その他委員会の設置趣旨に照らし必要と認められる者

\*この委員会の責任者は施設長とし、参加可能な委員で構成する。

#### ③ 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・3か月に1回定期開催します。
- ・必要時は随時開催します。
- ・例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）では、多職種協働での委員会を開催できない事が想定されます。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確認し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかにその処理を解除します。

## 【3】身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

<基本方針>

介護にかかわるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新任者に対する身体的拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

## 【4】施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等

### <基本方針>

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急や止むを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を確認・検討した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ② 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

#### ③ 記録と再検討

身体拘束の記録は、専用の記録様式を用い、その様子、心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。この記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存します。

#### ④ 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その際は、利用者家族に報告します。

## 【5】身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体的拘束」を行う場合は、以下の手続きにより行います。

- (1) 第一に他の代替策を検討する。
- (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。
- (3) 事前もしくは事後速やかに施設長の判断を仰ぐ。
- (4) 事前もしくは事後速やかに家族等に連絡をする。
- (5) 事前もしくは事後速やかに、施設長・生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、及び対応方針を確認し、ケアプランを作成する。

- (6) 実施にあたっては、別紙のとおり検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成する。

## 【6】入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針はグループホーム花樹に入居者に身体拘束廃止への理解と協力を得るために、施設内<sup>iii</sup>やホームページ<sup>iv</sup>等に掲示を行い、積極的な閲覧推進に努めます。

## 【7】その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

### \*職員の共通認識

- ・職員全体で身体拘束廃止に関する共通認識をもつ。
- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等をしていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束をしていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで、安易に身体拘束をしていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体拘束していないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要としているか。本当に他に方法がないか。
- ・身体の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していく事が重要である。

### \*身体拘束の弊害を知る

#### ① 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害。
- ・食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下など内的弊害。
- ・椅子に拘束している場合では無理な立ち上がりによる転倒事故。
- ・ベッド柵のケースでは乗り越えによる転落事故の危険性がある。

#### ② 精神的弊害

- ・不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与え人間としての尊厳を侵す。
- ・認知症がさらに進行し、せん妄の頻発をもたらす恐れがある。
- ・利用者のご家族が拘束されている姿を見たとき、家族は混乱し、後悔し、そして罪悪感にさいなまれる。
- ・介護・看護スタッフも、自らが行うケアに対して誇りが持てなくなり、安易な拘束が士気の低下を招きかねない。

#### ③ 社会的弊害

- ・花樹に対する社会的な不信、偏見を引き起こす恐れがある。
- ・身体拘束等は利用者の尊厳を傷つけるものであり、利用者第一の質の高いサービスを提供するには身体拘束をしないほうが良い。

④ 介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する。

附則

本方針は令和2年7月1日に改定される。

---

i 身体拘束に関する同意書

ii 緊急時やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録書

iii グループホーム花樹玄関ホール内に設置

iv グループホーム花樹ホームページ <https://grouphome-kaju.com/>